

1. 発注者（Contractor、「C」）は、シンガポールに所在する船舶会社として、2009年に韓国（日本、中国）の船舶建造会社（Builder、「B」）と1億ドルの船舶建造および引渡しに関する船舶建造契約を締結した。これと同時に、船舶建造契約の解約時にCがBに支給した船舶代金の返還を保証するために輸出入銀行（Guarantor、「G」）と保証契約を締結した。

2. Bは、2010年12月まで船舶建造契約による義務を誠実に履行し、合計10回の船舶建造代金のうち8回までの代金8,000万ドルをCから受け取った。

3. しかし、Bは船舶受注の減少、生産コストの増加などの理由で財政が苦しくなって、2010年12月15日、不渡りに陥り、Cが発注した船舶の建造も中断される事態となった。その後、Bは2011年1月10日、ソウル中央地方法院に回生手続を申し立て、2011年2月1日に開始決定が下された。

4. Bは船舶の建造を繰り上げて進めてきたので、船舶建造契約上の船舶の建造日程の履行義務は違反していない。2011年2月1日の回生手続の開始決定後に船舶建造を再開すると、引渡し期日を守るには、物理的な障害はない状態である。

5. このような状況の中、Cは、Bとの船舶建造契約を解約し、Gに対し保証責任を問うことができるのか問題となった。Gに保証契約上の保証責任を問うためには、Cが船舶建造契約を適法に解約しなければならない。船舶建造契約は、Cの契約解約について、次のように定めている（いわゆる「ipso facto」規定）。

「一方当事者に対し清算、破産、回生手続、管財人選任の申し立てや支給停止またはこれと同様の状況が発生した場合、相手方は直ちに船舶建造契約を解約することができる。」

6. これらの事実関係の上で、Cの解約権に関する以下の質問に教えてください。

(1) CはBが不渡りに陥った後、回生手続の申し立ての前までに船舶建造契約を解約することができるか否か。

(2) CはBの回生手続の申し立て後、回生手続の開始決定の前までに船舶建造契約を解約することができるか否か。

(3) CはBの回生手続の開始決定が下された後、船舶建造契約を解約することができるか否か。